

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成22年第1回臨時会

平成22年6月25日

## 高座清掃施設組合議会第1回臨時会会議録

平成22年6月25日（金）午後3時25分、高座清掃施設組合議会第1回臨時会を海老名市役所議事堂に招集した。

### 1 出席議員 14名

池田徳晴君	沖永明久君
吉川重夫君	伊田雅彦君
松本春男君	鈴木惣太君
松澤堅二君	重田保明君
綱嶋洋一君	外村昭君
青柳慎君	鶴指眞澄君
柏木育子君	山口良樹君

### 2 欠席議員 1名

牧嶋とよ子君

### 3 付議事件

- 日程5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（総務費・組合敷地確認業務委託費ほか1件）
- 日程6 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7 議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8 議案第10号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長	内 野 優	事 務 次 長	加 藤 嘉 之
副 組 合 長	笠 間 城治郎	総 務 課 長	芳 賀 順 一
副 組 合 長	遠 藤 三紀夫	施 設 課 長	中 村 大 義
会 計 管 理 者	片 倉 祐 司	施 設 課 長 補 佐	小 野 沢 直 仁
事 務 局 長	赤 澤 眞 二	総 務 課 主 幹	相 原 明 美

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長	鈴 木 茂	総務課主査	丸 岡 太
総務課主任主事	武 井 真 吾		

7 会議の状況

(午後3時25分 開会)

◎議長（池田徳晴君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成22年第1回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会にあたり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様方におかれましては、各市定例議会の閉会直後あるいは閉会間際の大変お忙しい時期に平成22年第1回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成22年4月22日に綾瀬市議会議長 近藤 洋さんが亡くなられました。近藤議長におかれましては、長きに亘り組合議会議員として、あるいは監査委員として組合を支えていただくとともに、高座清掃施設組合議会副議長をお勤めいただいておりますが、近藤副議長の突然の訃報に驚くと同時に心より哀悼の意を表したいと思っております。

それでは、本日は、5月17日に綾瀬市さんで議員の役選が行われ、その中で組合議会議員が交代されましたことに伴う人事案件と、報告事項及び条例の一部改正案件3件がございます。各市の6月議会の時期ではございますが、よろしくお願いたします。

◎議長（池田徳晴君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。本日の議事日程は、お手元に配布されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、柏木育子議員、外村 昭議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

6番 青柳 慎議員 以上でございます。

次に、日程第4 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に青柳 慎議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました青柳 慎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(池田徳晴君) ご異議なしと認めます。よって、青柳 慎議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました青柳 慎議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは副議長に当選されました青柳 慎議員に就任のご挨拶をお願い致します。

◎副議長(青柳 慎君) ただいま副議長という要職に就くことになりました誠に光栄に存じます。これからは、議員の皆様方にご協力をいただきながら議長を補佐していくために頑張る努力をいたします。今後とも宜しくお願い致します。

◎議長(池田徳晴君) ありがとうございます。

次に、組合長より本臨時会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について(総務費・組合敷地確認業務委託費ほか1件)は、平成21年度から平成22年度へ繰越明許をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、日程第6 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

次に、日程第7 議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

次に、日程第8 議案第10号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、労働基準法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うためでございます。詳細につきましては、事務局長

から後程説明いたします。

以上のとおりでございますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長（池田徳晴君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続してまいります

日程第5 報告第1号 を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（組合敷地確認業務委託費ほか1件）についてご説明申し上げます。

議案書の3、4ページでございます。平成21年度高座清掃施設組合繰越明許費繰越計算書でございます。2款総務費1項総務管理費 組合敷地確認業務委託でございます。金額は、94万5千円で翌年度繰越額も同額の94万5千円でございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。

次に、2款総務費1項総務管理費 高座清掃施設組合施設整備基本構想業務でございます。金額は、714万円で翌年度繰越額も同額の714万円でございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。

以上ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎松本春男君 まず1つは、それぞれの繰越に至った経過をまずお願いします。

それから2点目は、先程の基本構想の委託の関係で確認しますが、いろいろなコンサルタントがピンからキリまであって、綾瀬市でも同じ業者でこっちの部署は良かった。こちらは悪かったとあるのですけれど、今後においてその辺り今更聞くのも変ですが三市の状況を確認してこのコンサルタントは大丈夫かなと、かなり危ないコンサルタントも頼んでみて品物ではないからソフトなんだからかなり失敗する状況もあるから三市の状況、海老名市だけの情報ではなく、その辺りの情報というのは今後集めていくことを考えないか。それから金額的にどういう状況に714万がなっているのか。それからまずはそこまで。

◎議長（池田徳晴君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） まず、繰越の経過でございますが上段の組合敷地確

認業務委託これにつきましては、敷地内の公図上の持ち主等の絡みのなかで一筆一点何平米だったと記憶がございますけれども、そのちょうどJRの新幹線の所に突出している部分が出てきます。それにつきまして、所有者あるいはそういった今度は関東財務局関係との調整に手間取っておりまして、そこが繰越の理由になってございます。

続きまして、基本構想の繰越の関係でございますけれども、これにつきましては年度末に近くなったところで数字の整理が新たな部分といたしますか、し尿関係だったと思いますけれどもその整理が若干遅れてしまったということがございまして、再度、市の方に数字をもらい直すというふうなちょっと二度手間なってしまった関係で4月12日まで12日間ですけれども繰越をせざるを得なかったということがございます。

続きまして、コンサルの関係ですが、今回この契約についてはプロポーザルで行ってございます。応募状況としましては、4社ございました。その今までの実績だとか、それから金額だとか、それから施工体制、会社の経理状況、そういったものを数値化しまして、委員が各市1名のほかに組合の方で4名併せて7名で採点を行いまして、一次審査、二次審査ではヒヤリングを行ったということで、パシフィックコンサルタンツというものが出来ているとこれについては、実績等を持っていて安心できる。また、組合の事業についても過去何回かやっておられるということで選んでございます。金額の状況なんですけれども金額につきましては、パシフィックコンサルタンツについては、714万というのが提示されてございます。確かにそこよりも低い金額のところはありましたけれども会社の規模等の先程言いました採点基準に則って採点した結果それよりも低かったということでパシフィックコンサルタンツが落札したという経過でございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君）松本春男議員。

◎松本春男君 今、714万。一般的に私達概要しか持っていないとこれ本物があるって先程話でしたよね。この辺りの状況というのがどういう状況なのかお金がね、714万がどういうふうな製本なのか、それともある程度コンサルタントとの打合せに費用が掛かるという状況なのか、その辺りによって、全然値段が見えにくいものをお願いします。それから、先程各市から1名ずつ出してもらったと、

数値化と、今後また基本構想は当面やらないと思うんだけど、もし、高座でほかにもコンサルタントに委託される場合は、それぞれの三市の2、3年の状況で、この業者には、過去にやってみたらあまりにもずさんだったというデータなんかデータに入れられるかどうか分からないけど、その各市から出てる職員の人には、例えば自分の市のあなたが担当しなくて、例えば総合計画だったり、都市マスタープランだとかいろいろあるが、その辺りであまりにも酷い場合は、状況をやらないと同じ人がまた受けた場合は、最悪の事態になるという状況があるので、今後においては、その辺りを考えて、高座でそれがあるというわけではなくて、他の市でいろいろあるということ聞いていますので確認します。

◎議長（池田徳晴君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） はい、ただいまの費用の内訳でございますが、人件費として、244万4,700円。諸経費といたしまして、293万3,640円。技術経費といたしまして、161万3,502円でございます。諸経費、技術経費につきましては、国土交通省でだしております歩掛によりまして、設計業務等積算基準に基づいて、積算を行っております。後、各コンサルタントの技量の問題でございますが、これにつきましては、私どもでも当然申し込みの段階で実績等が添付されてございます。そちらの方で調べられるだけのことで聞き取り調査を必ず行ってございます。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） 松本春男議員。

◎松本春男君 そうすると概要書は、議員に配られたと、本物は各市にあると思うんだけど、その辺りの状況は、それぞれ私が勉強不足だけか分からないのですが、議員の皆さんも概要書をもらっているけれど、本物はどこにあるんだということもあるので、その辺りの状況を各市の配布状況、それからこれだと印刷製本というか、概要書、本物の印刷製本の方は100万円はしないと思うんですけど、この3つから全体を引けばなるけど、その辺りの状況を確認します。それと後、打合せを職員の人件費というのであるんでしょけれど、何人で何回位打合せをパシフィックコンサルタンツとやられたのかお願いします。

◎議長（池田徳晴君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 1点目の印刷製本費でございますが、17万円ということでございます。各部数につきましては、今回大変恐縮ではございますが部数

の方をかなり制限をさせていただいております。お配りしているのは、各担当課に5冊、議会事務局に2冊というかたちでお配りをさせていただいております。打合せの回数でございますが、各技術、技量によりまして打合せの回数は、取りまとめてございませんので、職種別にご報告させていただきますと、主任技師と7回、技師と18回、技師Bと24回、技師Cと27回、このABCにつきましては、経験年数で来てございます。それらにつきましても必ず確認させていただいております。以上でございます。

◎議長（池田徳晴君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。質疑ないようでございますので、以上で質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

報告第1号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますので、ご了承願います。

次に、日程第6 議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） それでは、議案第8号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由は、先程組合長が説明したとおりでございます。

本条例改正案は、育児・介護を行う職員の仕事と育児・介護の両立支援を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことにより、地方公務員の育児休業に関する法律の一部も同時に改正され、それに併せ条例の一部改正をいたしたいものでございます。

新旧対照表の下線でお示ししました部分でご説明したいと思います。8ページでございます。

第8条の3は育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について規定しているものでございますが、配偶者の就業等の状況に関わらず、育児又は介護のための早

出遅出勤務の請求ができるよう改正するものでございます。

8 ページから 9 ページへ続きますが、第 8 条の 4 は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しているものでございますが、3 歳に満たない子を養育するため、職員が請求した場合には、災害時等を除き、時間外勤務をさせてはならない規定を追加するものでございます。

6 ページへ戻りまして、附則でございますが、この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行いたしたいものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行日以後の日を改正後の早出遅出勤務及び時間外勤務に係る請求をする場合には、施行日前に請求できる規定を設けております。

以上でございます。雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって、議案第 8 号 高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（池田徳晴君） 日程第 7 議案第 9 号 高座清掃施設組合一般職の職員

の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと存じます。

提案理由につきましては先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

本条例改正案につきましても、育児を行う職員の仕事との両立支援を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことにより、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部も同時に改正され、併せて条例の一部改正をいたしたいものでございます。

新旧対照表の下線でお示ししました部分と条例改正文によりご説明したいと思います。

14ページでございます。

まず、第2条及び16ページの第9条の改正でございますが、これらの条は、それぞれ、育児休業及び育児短時間をする事ができない職員を規定しておりますが、このうちそれぞれ第1号、第2号、第5号、第6号を削除することで、配偶者の育児休業取得の有無、配偶者の就業等の有無に関わらず、育児休業又は育児短時間勤務ができるよう改正するものでございます。

次に、第2条の2を追加する規定は、育児休業法の改正により、配偶者の産後の期間内に育児休業を取得した夫が、再び特別の事情なくして育児休業を取得することができる、通称『産後パパ育休』制度が創設されましたが、その産後の期間は、57日間と定める規定を追加するものでございます。

次に、14ページから15ページへ続きます第3条及び16ページの第10条の改正でございますが、これらの条は、それぞれ3歳未満の子を再度養育するため育児休業及び育児短時間勤務を取得する場合の特別の事情について規定しておりますが、連続して3カ月以上夫婦が交互に育児休業又は育児短時間勤務をしたかどうかに関わらず、最初の育児休業取得後から3カ月以上経過後再び育児休業又は育児短時間勤務ができるよう改正するものでございます。

次に、15ページの第5条及び18ページの第13条の改正につきましては、それぞれ、育児休業及び育児短時間勤務の承認の取消事由を規定してございますが、職

員以外の親が子を養育できることとなった場合でも、育児休業又は育児短時間勤務の承認の取消事由にあたらぬよう改正するものでございます。

次に、12ページの改正文へ戻りご説明いたします。

第16条及び第20条の改正につきましては、それぞれ育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員についての給与条例の特例を規定しておりますが、労働基準法の改正に伴う月60時間以上の時間外勤務の割増支給割合について、表の読み替え規定を改正するものでございます。

次にまた新旧対照表の方へ戻らせていただきます。

18ページの第22条の改正につきましては、第22条は部分休業をすることができない職員について規定してございますが、配偶者の就業の有無、育児休業取得の有無に関わらず、部分休業ができるよう改正するものでございます。

13ページへ再度戻りまして

附則でございますが、この条例は平成22年6月30日から施行いたしたいものでございます。

また、経過措置として、改正前に申し出た育児休業又は育児短時間勤務の計画を改正後の計画とみなすものとしております。

以上でございます。

雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（池田徳晴君） 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（池田徳晴君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（池田徳晴君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（池田徳晴君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（池田徳晴君） 挙手全員であります。よって、議案第9号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（池田徳晴君） 日程第8 議案第10号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 議案第10号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書の21ページをお開きいただきたいと存じます。

提案理由につきましては、先程組合長が申し上げたとおりでございます。

本条例につきましては、地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い又は活動することができる場合を規定しておりますが、労働基準法の一部改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務手当の割増支給率に代えて、時間外勤務代休時間を指定できることとしておりますが、この時間外勤務代休時間を職員団体のための業務やその活動に充てることのできる期間に追加いたしたいものでございます。

新旧対照表の下線でお示ししました部分でご説明したいと思います。22ページでございます。

第2条第2号に時間外勤務代休時間を追加し、その記載方法を整理したものでございます。

年次有給休暇及び休職の期間を第3号として条文を整理したものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたしたいものでございます。

以上でございます。

雑駁な説明でございますが、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（池田徳晴君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

◎議長(池田徳晴君) 質疑を終結いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

◎議長(池田徳晴君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

◎議長(池田徳晴君) 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

◎議長(池田徳晴君) 以上で討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(池田徳晴君) 挙手全員であります。よって、議案第10号 高座清掃施設組合の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長(池田徳晴君) 本日提案された議案については、全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変お疲れ様でございました。

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

(午後3時55分 閉会)

平成22年6月25日

高座清掃施設組合議会議長

池田 徳晴

高座清掃施設組合議会署名議員

柏木 育子

高座清掃施設組合議会署名議員

外村 昭